

介護福祉士実務者研修受講資金
修学生の皆様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
東京都福祉人材センター所長 小林 秀樹
(印章略)

介護福祉士実務者研修受講資金
返還猶予に係る制度運用の見直しと一部変更及びそれらに伴う経過措置について
【国家試験未受験又は不合格者への対応】

標記の件、国家試験未受験者又は不合格者への対応変更について、下記のとおり通知します。
修学生の皆様におかれましては、下記のうち、新たな制度運用による対応及びご自身が該当する貸付決定年度（原則実務者研修施設に在学していた年度）の経過措置対応についてご確認の上、必要な手続きを遅滞なく行っていただきますようお願いいたします。

記

1 送付物
本通知

2 概要
本事業の返還猶予事由における「災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合の返還猶予」について、制度運用の見直しにより、令和 3 年度以降、貸付決定年度にかかわらず全修学生に対し、下記の「新たな制度運用による対応」に統一することとします。ただし、急な制度運用の変更について考慮し、一定の経過措置期間を設けた上で対応することとします（3 貸付決定済の修学生への対応【年度別】参照）。

新たな制度運用による対応 【対象】令和 3 年度（第 34 回）試験以降／全員		
猶予事由	猶予申請書の ほか必要書類	猶予期間（最長）
<u>災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある</u>	やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 ＊医師の診断書等 ※国家試験の不合格通知、受験票のコピー等のみでは証明書類として認められません。	原則 1 年以内 ＊国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務＊に従事した場合、再猶予可
上記以外の事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思があり、 <u>返還免除対象業務＊に従事中</u>	なし (猶予申請書には従事先の証明が必要)	原則 1 年以内 ＊国家資格を取得・登録後、返還免除対象業務＊に従事した場合、再猶予可

3 貸付決定済の修学生への対応（年度別）

（１）令和元年度（平成31年度）以前に貸付決定した修学生への対応について

令和元年度（平成31年度）以前に貸付決定した修学生については、令和3年度の1年間を経過措置期間とし、その間は貸付決定時点の制度運用（修学生にとってはこれまでの認識どおりのもの）による対応とします。

《経過措置1》 貸付決定時点の制度運用による対応 【対象】令和3年度（第34回）試験／令和元年度（平成31年度）以前の貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	なし	卒業の翌々年度まで ＊国家資格を取得・登録後、介護業務等※に従事した場合、再猶予可 ＊卒業の翌々年度に当たる年度の試験を未受験又は不合格であった場合、理由の如何を問わず貸付金返還となります

（２）令和2・3年度に貸付決定した修学生への対応について

令和2・3年度に貸付決定した修学生については、令和3年度の1年間を経過措置期間とし、その間は貸付決定時点の制度運用（修学生にとってはこれまでの認識どおりのもの）による対応とします。

《経過措置2》 貸付決定時点の制度運用による対応 【対象】令和3年度（第34回）試験／令和2年度および令和3年度貸付決定者		
猶予事由	猶予申請書のほか必要書類	猶予期間（最長）
災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により国家試験を未受験又は不合格であった場合で、翌年度に再受験する意思がある	国家試験を未受験又は不合格であったことを証明する書類 ＊国家試験の不合格通知、受験票のコピー等	原則1年以内 ＊国家資格を取得・登録後、介護業務等※に従事した場合、再猶予可

※表中の「介護業務等」及び「返還免除対象業務」が示す業務の範囲は同一です。詳細は東京都福祉人材センターホームページ記載の「返還免除対象業務一覧」にてご確認ください。

4 本件に係る問合せ先

①実務者研修施設に在学中の場合
在学中の実務者研修施設

②すでに実務者研修施設を卒業している場合
社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター人材情報室（修学資金係）
〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター7階
TEL 03-5211-2911（受付：平日9時～17時）